

訴 状

2022（令和4）年 3月 14日

横浜地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 古川（こがわ）健三

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 10,276,240 円

貼用印紙額 5万 3,000 円

(目次)

第1 請求の趣旨.....	3
第2 請求の原因.....	3
1 当事者等.....	3
(1) 原告ら及び被告 A 家族.....	3
(2) 被告作田.....	4
(3) 日本禁煙学会について.....	4
2 別件訴訟の経緯.....	4
(1) 訴訟提起に至るまでの経緯.....	4
(2) 第1審(横浜地方裁判所平成29年(ワ)第4952号事件).....	7
(3) 控訴審(東京高等裁判所令和2年(ネ)第65号事件).....	9
3 被告 A らの不法行為(不当訴訟の提起・維持).....	9
4 被告作田の不法行為(被告 A らの不法行為に対する積極的な関与と援助による不当訴訟に対する幫助).....	10
5 被告らの故意ないし過失.....	11
(1) 被告 A ら.....	11
(2) 被告作田.....	11
6 共同不法行為.....	12
7 損害の発生.....	12
(1) 慰謝料.....	12
(2) 別件訴訟に要した弁護士費用.....	13
(3) 本件請求にかかる弁護士費用.....	13
8 結語.....	13

第1 請求の趣旨

1. 被告らは、連帯して、原告藤井将登に対して金 697 万 6240 円及びこれに対する平成 29 年 11 月 21 日から支払済まで、年 5%の割合による金員を支払え。
2. 被告らは、原告藤井敦子に対して金 330 万円及びこれに対する平成 29 年 11 月 21 日から支払済まで、年 5%の割合による金員を支払え。
3. 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

(1) 原告ら及び被告 A 家族

原告藤井将登（以下「原告将登」という）は、住所地に所在する集合住宅である「すすき野第二団地」に居住する住民であり、原告藤井敦子（以下「原告敦子」という）はその妻である。

原告将登は、後に詳述する通り、同じ集合住宅の住民である被告 A 夫（以下「被告夫」という）、同 A 妻（以下「被告妻」という）及び同 A 娘（以下「被告娘」という。なお、以下、被告夫と被告妻をあわせて、被告 A 夫妻」といい、被告夫、同妻、及び同娘 3 名を合わせて「被告 A ら」という）らから、原告将登の喫煙行為により被告 A らが受動喫煙症、化学物質過敏症になったとして、合計 4500 万円余りの損害賠償及び自宅における喫煙行為の差止めを求める訴え（横浜地方裁判所平成 29 年（ワ）第 4952 号事件、東京高等裁判所令和 2 年（ネ）第 65 号事件。以下「別件訴訟」という）を提起され、令和 2 年 11 月に控訴審で被告 A らの控訴を棄却する判決が確定するまでの約 2 年 11 ヶ月の間、別件訴

訟への対応を余儀なくされたものである。

(2) 被告作田

被告作田學（以下「被告作田」という）は、令和2年3月末まで日本赤十字医療センターに勤務していた医師（神経内科）であり、一般社団法人日本禁煙学会（以下「日本禁煙学会」という）の理事長である（甲1・日本禁煙学会役員一覧）。

被告作田は後記の通り、被告Aらの診断書を作成したばかりでなく、別件訴訟の中で複数回にわたって医師でありかつ日本禁煙学会理事長としての肩書きをもって「意見書」「報告書」「所見」等の複数の書面を作成交付して被告Aらをして訴訟資料として提出させ、被告Aらが別件訴訟の提起を決意し、さらに訴訟を維持し、敗訴後も控訴提起を決意する上で不可欠な役割を果たしたものである。

(3) 日本禁煙学会について

日本医学会や（一社）日本医学会連合会には加盟していない。

日本禁煙学会は自ら受動喫煙症についての診断基準を策定、公表している。ホームページ上で受動喫煙に対しては「少額訴訟が有効である」「最終的には裁判になるでしょう」などとする文書（甲2）を掲載している。

学術研究以外にも、政府や議会への要望書の提出などを精力的に行っている団体である。

2 別件訴訟の経緯

(1) 訴訟提起に至るまでの経緯

ア 平成28年9月頃、被告Aらからの苦情

平成28年9月6日、被告A夫妻が原告ら宅を訪れ、原告将登の喫煙により体調を崩した、と苦情を言った。原告将登は、確かに喫煙はしているが1日に2、3本吸う程度で、しかもミュージシャンであって、防音設備のある部屋で窓を閉めた状態で喫煙しているので、階上斜め上に位置す

る被告 A ら宅に副流煙が流れているとは考えられなかった。しかし、苦情を受けたこともあって、念の為、その日から喫煙を控えて禁煙した。

同月 22 日、同じマンションの住民の仲介により、原告らと被告 A 夫妻との話し合いが行われた。その場で、原告将登は、禁煙していることを告げずにその後の状況を尋ねたところ、被告 A 夫妻は、状況は改善されておらず、依然として煙草の臭いがしている、と言うので、原告らは、被告 A らが苦情を申し立てている煙草の臭いの原因は、原告将登の喫煙ではないことを確信した。

平成 28 年 10 月 5 日、被告 A 夫妻は、原告敦子と近所でたまたま遭遇し、原告敦子に対して、話し合いを求めたが、原告敦子は、上記の通り、原告将登の禁煙後も煙草の臭いがしていると言うので原告将登には原因がないとして、被告 A 夫妻との話し合いを断った。すると同月 29 日、再び被告 A 夫妻が原告ら宅の玄関に押しかけて、「警察を呼ぶ」などと騒ぎ立てた。

後に被告 A らが提起した訴訟の中で、平成 28 年 10 月 31 日、被告 A らは、くらた内科を受診し、「受動喫煙症」の診断書を依頼しているが、同内科の倉田医師は「こじれすぎている。診断書を作成しても役に立たない。訴訟にまで進まないと問題解決できない可能性が推測され、『診断書が必要な段階になれば作成する』」と説明して診断書を作成しなかったことが判明している。

イ 平成 29 年 4 月、被告作田による「診断書」の作成と弁護士による通告書の発送

平成 29 年 4 月 12 日、被告 A 妻は、当時日赤病院に勤務していた被告作田の神経内科を受診し、被告作田作成にかかる診断書を（甲 7）取得した。さらに 1 週間後、被告 A 夫妻は再度被告作田のもとを訪れ、被告夫と同娘の診断書作成を依頼、被告作田は、当日受診した被告夫の

診断書（甲 8）のみならず、同 **娘** が受診しておらず、問診、診察を全く行わないままに同人についても診断書（甲 9。以下「本件診断書①」という）を作成、交付した。

そして、被告 **A** らは、その日のうちに、訴外山田義雄弁護士（以下「山田弁護士」という）らを介して、被告 **A** らの受動喫煙症の原因が原告将登の喫煙にあることを率直に認めよ、などと記載した通知書を内容証明郵便で送付した（甲 11）。

ウ 被告作田による無診察による診断書作成、交付が医師法 20 条に違反する行為であったこと、また診察を行っていないにも関わらず、診療報酬請求が行われていたこと。

ところで、医師法第 20 条は、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。」と定めているところ、被告作田は上記の通り、被告 **娘** を自ら診察しないままに診断書を作成、交付したものであって、この被告作田の行為は、医師法 20 条に明白に違反する違法行為であった。別件訴訟一審判決は判決理由中でその旨を明確に判示している（甲 4・別件訴訟横浜地裁判決 12 ページ）。そもそも、診断書には医師による直接の診察所見に基づいた内容以外を書いてはならないことは、医師としての常識である。診断書は訴訟や刑事事件における重要な証拠書類として利用される書面であり、その内容が真正であるべきことは、虚偽診断書作成行為に対する刑事罰をもって担保されている。診断書の記載内容が医師が直接の診察により得た所見に限られるべきであることは、医師が診断書を作成する上での基本中の基本である。ところが、被告作田が、上記の通り、被告 **娘** について無診察で診断書を作成したばかりか、診察によっても確認することができない病因の原因や加害者までも特定する事項を記載したこ

とは、医師が診断書を作成するについて許されうる裁量の範囲を大きく逸脱、乱用した違法な行為であった。別件訴訟一審判決は、被告作田が理事長である日本禁煙学会が「受動喫煙自体についての客観的証拠がなくとも」診断してかまわないとしていることを指摘し、これを「法的手段をとるための布石とするといった一種の政策目的による」と指摘している。このような政策目的で、客観的根拠を欠いた診断書を作成し、これによって、法律や医学に不案内な被告Aらを唆して不当な訴訟を提起させるが如き行為は、医師としての矩を超える違法な行為として断罪されなければならない。

さらに、被告作田は、当時勤務していた日本赤十字医療センターにおいて、被告娘を診察したとして保険請求を行なっているが、後に別件訴訟の審理過程で被告娘が日本赤十字医療センターで被告作田による診察を受けていないことが判明したため、日本赤十字医療センターからの当該診療にかかるレセプトは、国民健康保険の保険者である横浜市から同医療センターに返戻されている（甲29の1ないし4）。

エ 原告宅への警察官来訪（平成29年8月25日）

平成29年8月25日、神奈川県警青葉署から4名の刑事が原告らの自宅を訪問し、任意で事情を聴取し、原告ら自宅内に入り、煙草の臭いがないことを確認すると原告らに「もう二度と来ません」と謝罪した。

オ 山田弁護士らより、再度の通告書（平成29年9月15日）

被告Aらは、平成29年9月15日、山田弁護士らを代理人として再度通知文を送付し、近隣に「お願い文」なる文書を配布することを予告した（甲12）。

(2) 第1審（横浜地方裁判所平成29年（ワ）第4952号事件）

被告Aらは、平成29年11月21日付で、原告将登の喫煙行為により被告Aらが受動喫煙症、化学物質過敏症になったと主張して、被告夫に対し

3,543,459 円、同 妻 に対し 15,740,000 円、同 娘 に対し 25,900,000 円、総額 45,183,459 円の損害賠償及び自宅における喫煙行為の差止めを求める別件訴訟を提起し、訴状（甲 3）は 12 月 5 日頃に原告将登に送達された。

原告らは、その後令和元年 11 月 28 日に一審判決が出され（甲 4）、さらに被告 A らの控訴（甲 5）により、令和 2 年 10 月 29 日に控訴審判決（甲 6）によって控訴が棄却されるまでの約 3 年間もの間、不当に提起された別件訴訟への対応を余儀なくされた。

被告 A らは、前記の通り、被告 娘 を診察しないで被告作田が作成した本件診断書①を提訴時に証拠として提出したほか、さらに被告作田において本件診断書の診断病名を「受動喫煙症レベルⅣ、化学物質過敏症」との記載から「化学物質過敏症 レベルⅣ、化学物質過敏症」と改変したもう一つの診断書（甲 10。以下「本件診断書②」という）を新たに作成し、これが訴訟の審理の過程である平成 31 年 4 月 16 日に行われた口頭弁論において提出された。

別件訴訟第 1 審は判決言渡日を含めて 12 回の口頭弁論を経て令和元年 11 月 28 日に判決が言い渡された。裁判所は、原告らの自宅からの副流煙が被告 A らの自宅に到達していたとの別件訴訟における被告 A らの「主張自体不自然」であって、副流煙が被告 A らの自宅の「室内に流入することがあったとしても、その量は微量にとどまったものと推認され」、また原告将登の喫煙するタバコの副流煙を原因として、被告 A らに健康被害が生じたことと認めることもできないとして、被告 A らの請求を全部棄却した。また別件訴訟一審判決は、被告作田が診察をしないで被告 娘 の診断書を作成交付した点について、「その診断は原告 娘 を直接診察することなく行われたものであって、医師法 20 条に違反するものといわざるを得ない」と判断した（甲 4）。

(3) 控訴審（東京高等裁判所令和2年（ネ）第65号事件）

被告 A らは、別件訴訟一審判決で、同人らの主張を裏付ける客観的証拠が存在しないことを明確に指摘されたにも関わらず、一審判決に対して控訴を提起した（甲5）。

控訴審では令和2年8月20日、第1回口頭弁論が開かれ、即日結審し、同年10月29日付で、被告 A らの控訴を棄却する判決が言い渡された。

控訴審判決は、被告らが訴訟提起の根拠として用いた日本禁煙学会による受動喫煙症の分類と診断基準において、客観的な裏付けがなくとも診断が可能とされている点について、「患者を治療するという医師の立場での診断方法としては理解しうる」が「診断の前提となっている受動喫煙に関する事実についてはあくまでも患者の供述にとどまる」から、そこから直ちに受動喫煙の原因が推認されるものとは言い難い、等と判示して被告 A らの主張に客観的な裏付けがあると認めるに足りないとした。また、控訴審判決は、被告作田が作成した本件診断書①については、被告作田が被告 娘 を直接問診していないことを認定した上で、「これ（注・本件診断書①）については他の診断書を見た上での専門家としての参考意見として見るにとどめるべきである」とした（甲6）。

被告 A らは、別件控訴審判決に対し上告、上告受理の申立てを行わず、被告 A らの請求を全部棄却した一審判決が確定した。

3 被告 A らの不法行為（不当訴訟の提起・維持）

被告 A らは、別件訴訟一審判決及び控訴審判決で明確に示されたように、同人らの別件訴訟における主張、すなわち、原告将登の喫煙による副流煙が被告 A らの自宅内に流入していたことやこれに起因して健康被害が生じていたことを裏付ける事実的根拠が全くないことを知りながら、あえて、総額4500万円もの高額の損害賠償を請求する別件訴訟を提起し、さらに事実的根拠が存在しないことは別件訴訟一審判決で極めて明瞭に指摘されたにも関わらず、一

審敗訴判決に対して控訴を提起し訴訟を維持したものである。しかも被告^夫自身も喫煙者であるにも関わらずこのことを訴訟の中で原告に指摘されるまで秘匿して訴訟を進行していた。

このような被告 A らの訴訟の提起及び敗訴判決に対する控訴の提起は、裁判制度の趣旨目的に照らし、著しく相当性を欠く違法行為であり、原告将登とその妻である同敦子に対する不法行為を構成する。

4 被告作田の不法行為（被告 A らの不法行為に対する積極的な関与と援助による不当訴訟に対する幫助）

被告作田は、前記の通り、医師法に違反する行為にまで及びながら、積極的に被告 A らの訴訟提起を援助し、また事実に根拠を欠く同人らの主張に、何らかの客観的な裏付けがあるかのようにした診断書、意見書等を多数作成、交付して、訴訟資料として利用させ、もって被告 A らが事実に根拠を欠くにも関わらず別件訴訟を提起し、訴訟を維持し、さらに敗訴した一審判決に対し控訴を提起することを容易ならしめて、同人らの不法行為を幫助したものである。

特に、被告^娘を直接診察することなく、作成した本件診断書①及び②は、その作成自体が医師法に違反する違法行為である。その上、本件診断書②の新たな作出は、一旦作成された本件診断書①の診断病名をさらに事後的に改変している点は、医師法違反のみならず、虚偽診断書作成行使罪にも該当する違法行為である。後者の点については原告らが神奈川県警青葉警察署に刑事告発した結果、告発は受理され、令和 4 年 1 月 24 日付をもって被告作田は書類送検されている。

また被告作田作成の診断書には「1 年前から団地の 1 階にミュージシャンが家においてデンマーク産のコルトとインドネシアのガラムなど甘く強い香りのタバコを四六時中吸うようになり、徐々にタバコに過敏になっていった」（甲 7。平成 29 年 4 月 12 日付被告^妻の診断書）、「団地の一階からのタバコ煙にさらされ、1 年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困

難を生じていた」(本件診断書①、②)等、診察では確定できない事実関係や因果関係までもが記載されており、医師が作成する診断書として記載することのできないはずの根拠のない内容が確定的に記述されている。被告Aらの提訴直前にこのような記述のある「診断書」を被告作田が作成したことは、被告Aらが別件訴訟を提起する大きなきっかけとなったことは容易に推認される。そして被告作田も、被告Aらが訴訟提起をするであろうことを予測した上で、これらの記載を行なったものであることは明白である。

5 被告らの故意ないし過失

(1) 被告Aら

被告Aらは、上述のように別件訴訟には事実的根拠が全くないことを知りながらこれを提起し、さらに一審判決において事実的根拠がない旨明確に指摘されたにも関わらず、あえて控訴を提起したものであるから、故意過失があることは明白である。

特に、被告A自身が喫煙者であったにも関わらず、原告将登に対する別件訴訟を提起したことから、単なる過失ではなく、意図的な悪意があったとも言える。別件訴訟の請求額が4500万円と、喫煙による迷惑行為への損害賠償としては破格の高額訴訟であることから、被告Aらの、原告らに対する意図的な悪意が窺われる。

(2) 被告作田

被告作田は、医師として患者の主訴と客観的な事実関係を切り分けるべきであるのに漫然と被告Aらから言われるがままに客観的な裏付けのない事実を記載した診断書を作成、交付したばかりか、別件訴訟の審理過程一審段階で計3回、控訴審でさらに2回、何と5回にもわたって意見書等を作成交付して、訴訟資料として利用させて前記の不当訴訟を維持させたものである(甲22ないし26)。

既に、2(1)ウに述べた通り、被告作田は、客観的な根拠がないことを

知りつつ、意図的に、日本禁煙学会の目指す政策目的実現のために故意に「受動喫煙症」の病名及び原因や加害者の特定につながる記述のある診断書を作成し、さらに訴訟の中でも複数回にわたって意見書を提出したものであり、医師としての権威を悪用して、客観的な根拠のない被告 A らの訴訟提起を容易ならしめ、さらに控訴審まで訴訟を維持させた。被告作田の行為は原告らはもとより、被告 A らをも泥沼の訴訟合戦に陥れた極めて悪質な行為であったと言わなければならない。

医師としての立場や知識に鑑みるなら、被告作田は、医学の素人である被告 A 以上に、別件訴訟には何らの事実的根拠がないことを当然に知っていたというべきであり、それにもかかわらずあえて前記の診断書等を作成交付した被告作田に故意過失があることは明らかである。

6 共同不法行為

被告 A ら及び被告作田は、客観的に共同して原告らに対する不法行為である別件訴訟を提起し、控訴審までこれを維持したものであるから、被告らの不法行為は共同不法行為であって、被告らは原告らの損害を連帯して賠償する責めを負う。

7 損害の発生

(1) 慰謝料

①原告将登につき 600 万円

②原告敦子につき 300 万円

原告将登は、謂れのない損害賠償請求訴訟を提起されて被告とされた。しかもその請求額は前記の通り、合計で 4500 万円という極めて高額なものであった。このように、勝訴の見込みも全くないのに、高額の賠償請求訴訟を提起することはそれ自体が、原告らに対する威圧・恫喝を目的とするものというほかない。

直接の当事者本人である原告将登の心労は筆舌に尽くし難いものであって、

極めて多大な精神的苦痛を受けた。原告将登の妻である同敦子も、訴訟対応のために弁護士と連絡を取ったり、知人との相談を重ねるなどして多大な時間と労力を費やして対応することを余儀なくされた。このような不当訴訟が提起されたことにより原告らが受けた精神的損害は計り知れないが、前記の通り、別件訴訟における請求額が極めて高額なものであったことに照らせば、少なくとも当事者本人である原告将登につき、金 600 万円、原告将登の妻である同敦子につき、原告将登の 2 分の 1 に相当する金 300 万円を下ることはない。

(2) 別件訴訟に要した弁護士費用

別件訴訟の弁護士費用

原告将登は、別件訴訟に対応するため、訴外日下(仮)弁護士に、着手金として 324,000 円を平成 29 年 12 月 19 日に支払ったほか、その後、平成 31 年 1 月までの間に、合計 22,240 円の交通費を実費として負担した (甲 28)。

(3) 本件請求にかかる弁護士費用

①原告将登につき、63 万円

②原告敦子につき、30 万円

本件不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用は、原告将登につき、前記 (1) ①の慰謝料 600 万円と前記 (2) の別件訴訟にかかる弁護士費用等の総額 (634 万 6,240 円) の約 1 割に相当する 63 万円、原告敦子につき、前記 (1) ②の慰謝料 300 万円の 1 割に相当する 30 万円を下ることはない。

8 結語

よって、原告らは、不法行為に基づく損害賠償として、被告らに対し、請求の趣旨記載の金員及び不法行為の日 (別件訴訟提起の日) である、平成 29 年 11 月 21 日から支払済みまで民法改正前の法定利率である年 5% の利率による遅延損害金の支払いを求めて本件訴訟を提起する次第である。

以上